

ご遺族の方へ

越前町おくやみハンドブック

越前町



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

越前町では、ご遺族の方が届出などをしなければならない役場関係のお手続きと、役場以外の一般的なお手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族のみなさまのお役に少しでも立てば幸いです。

越前町役場 住民環境課 0778-34-8708

※このパンフレットに記載の内容は、令和5年5月時点のものです。

もくじ

1. 死亡届のお手続き	p.5
2. 障がい福祉のお手続き	p.9
3. 年金のお手続き	p.9
4. 介護保険のお手続き	p.10
5. 国民健康保険、または後期高齢者医療保険のお手続き	p.10
6. 18歳以下のお子様のお手続き	p.11
7. 税のお手続き	p.11
8. 町営住宅のお手続き	p.14
9. 外国籍の方のお手続き	p.16
10. お問い合わせ窓口一覧	p.17
11. その他の主なお手続き／チェックリスト	p.19
12. ご遺族の相談・支援窓口	p.26

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当 ページ
住民票	故人を含め同一世帯に15歳以上の方が3人以上でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.8
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.16
障がい福祉	障がい者手帳などをお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
年金	国民年金を受給、または加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	40～64歳の方で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	75歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	子ども医療費助成の受給資格証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	母子・父子家庭等医療費の受給資格証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	前年中に所得がありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.12
	原動機付自転車や軽自動車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	固定資産をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
その他	町営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.14
	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.19
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.20

身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続	○ 相続放棄・限定承認 ○ 相続財産調査 ○ 相続人調査 ○ 遺言調査・遺言書の検認 ○ 公共料金などの手続（25ページ参照） ○ 年金関係の手続 ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 死亡届など （21ページ参照）	
税金		○ 所得税の準確定申告（22ページ参照）

10か月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更など
○遺産分割協議(21ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(22ページ参照)

越前町で必要なお手続きは、次のページから窓口とあわせて掲載していますので、ご確認ください。

大切な方を亡くされて大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、17ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要なお手続きの詳細について

〈17ページ〉
必要なお手続きの窓口一覧

〈25ページ〉
越前町以外で必要なお手続きの窓口一覧

1. 死亡届のお手続き

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまでは、日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

1. 親族
2. 同居者
3. 死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
4. 成年後見人・保佐人・補助人

（登記事項証明書、または審判書謄本と確定証明書の提出が必要です）

◇必要なもの

医師による証明がある死亡診断書、または死体検案書
（死亡届の右半面が死亡診断書などの様式になっています）

◇越前町に届出を提出する場合は

【平日（午前8時30分～午後5時15分）】

越前町役場（本庁）1階 住民環境課

【夜間・休日】

越前町役場（本庁）1階 東側時間外窓口

なお、時間外窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認などで住民環境課からご連絡をしたり、来庁をお願いする場合があります。

◇鯖江葬斎場のご利用

【火葬炉使用料】

鯖江葬斎場をご利用の場合、死亡届にあわせて火葬炉使用料をお納めください。

- ・大人 25,000円
- ・こども(12歳未満) 12,500円

※亡くなられた方、または届出人が越前町・鯖江市に住民登録がない場合、定額料金の5割に相当する金額が加算されます。

【申込み時間】

葬斎場の申込み時間は葬斎場への「到着時間」です。葬斎場の円滑な運営のため到着時間をおまもりください。到着時間が早すぎたり、遅れたりされますと、お待ちいただくことがあります。

【お棺に入れる副葬品】

お棺の中に次のものを入れると、火葬時間が長くなるだけでなく、お遺骨が汚れたり、火葬中の事故の原因にもなりますので、入れないようお願いします。

- ・不燃物：メガネ、ガラス製品、陶磁器、金属製のもの、釣竿 など
- ・高熱を発するもの：ビニール、プラスチック製品 など
- ・燃えにくいもの：本、布団、毛布、コートなど厚手の衣類 など
- ・危険物：スプレー、ライター、電池、びん、缶 など
- ・その他：多量の食べ物

なお、亡くなられた方がペースメーカーを装着されている場合は、火葬炉内で破裂する恐れがありますので、葬斎場の業務員に申し出てください。

【収骨】

収骨方法は、ご遺族による収骨を原則といたします。納骨の手順は、業務員が説明いたします。なお、葬斎場には収骨容器がございませんので、あらかじめご準備をお願いします。

【心付け】

鯖江葬斎場は公共施設ですので、業務員への心付けはお断りをしています。

次ページへ
続く

死亡届・火葬許可証は、下記までお問い合わせください。

住民環境課 窓口担当

☎ 0778-34-8708

鯖江葬斎場の利用は、下記までお問い合わせください。

鯖江広域衛生施設組合 鯖江葬斎場

☎ 0778-51-4049

◆死亡の記載をした戸籍謄本などの発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)ので、その間は死亡の記載をした戸籍謄本などの発行はできません。

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続などのお手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍(改製原戸籍)謄本が必要になる場合があります。

◆世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した市区町村役所・役場から、本籍地と住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票についての特別なお手続きは必要ありません。
ただし、世帯主が亡くなられ、故人を含め同一世帯に15歳以上の人が3人以上いる場合は、世帯主変更のお手続きが必要になります。

◆マイナンバーカードやマイナンバー「通知カード」(個人番号通知書)

税金や年金、生命保険などのお手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、マイナンバーカードや通知カードなどは、相続などの諸手続きが終わるまで保管してください。お手続き終了後は住民環境課にご返納いただくか、ご遺族の方が処分してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

住民環境課 窓口担当

☎ 0778-34-8708

MEMO

2. 障がい福祉のお手続き

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、手帳などをご返還ください。手帳は無効印を押してお返しすることもできます。

また、重度障がい者（児）医療費助成受給資格証など、障がいに関するお手続きをされていた方が亡くなられたときは、所定の手続きが必要な場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障がい生活課 社会福祉担当

☎ 0778-34-8723

3. 年金のお手続き

◇年金受給者、または国民年金加入中の方が亡くなられたとき

年金受給者の方が亡くなられたときは、年金受給者死亡届や未支給年金の請求などのお手続きが必要な場合があります。

また、国民年金に加入中の方（第1号被保険者）が亡くなられたときは、所定のお手続きが必要な場合があります。

年金は、下記までお問い合わせください。

健康保険課 年金担当

☎ 0778-34-8710

◇農業者年金受給者、または加入中の方が亡くなられたとき

農業者年金の受給者、または加入中の方が亡くなられたときは、農業者年金死亡届や未支給年金、または死亡一時金の請求などのお手続きが必要な場合があります。

農業者年金は、下記までお問い合わせください。

農林水産課 農業者年金担当

☎0778-34-8704

4. 介護保険のお手続き

越前町の介護保険の被保険者（65歳以上の方など）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証などをご返還ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費のお手続きなどが必要な場合がありますので、相続人の方の口座番号がわかるもの（通帳など）をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

介護福祉課 介護保険担当

☎ 0778-34-8715

5. 国民健康保険、または後期高齢者医療保険のお手続き

「越前町の国民健康保険に加入されていた方」や「後期高齢者医療保険制度に加入され、福井県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、被保険者証（保険証）をご返還ください。また、葬祭を行った方に対しては、50,000円が支給されますので、下記のものをお持ちください。

◆必要なもの

1. 申請者（葬祭を行った者）の印鑑（朱肉を使うもの）
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状など）
 3. 申請者（葬祭を行った者）の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

健康保険課 健康保険担当

☎ 0778-34-8710

6. 18歳以下のお子様のお手続き

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などのお手続きが必要になります。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父・母など）が亡くなられたときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子ども未来課 児童福祉担当

☎ 0778-34-8725

7. 税のお手続き

◇町・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、前年中に一定額以上の所得があった方が1月2日以降に亡くなられたときは、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書（納付書）が送付されます。

また、所得税の準確定申告や、相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税は、下記までお問い合わせください。

税務課 住民税担当

☎ 0778-34-8709

国税（所得税・相続税）に関するご不明な点は、下記の方法で検索・お問い合わせください。

【国税庁ホームページによる検索】

タックスアンサー（よくある税の質問）で、税金の種類ごとに検索ができます。



【電話によるご相談】

☎ 0778-22-0890

- ①自動音声案内「1」を選択
- ②ご相談内容の番号を選択（電話相談センターにつながります）
「1」所得税 「3」相続税・贈与税・譲渡所得

◆固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなられたときは、相続人に納税義務が継承されます。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産は、届出が不要な場合もあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 固定資産税担当

☎ 0778-34-8709

◆軽自動車税

原動機付自転車（オートバイ）・軽自動車などを所有されている方が亡くなられたときは、名義変更や廃車のお手続きが必要です。

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーは、下記までお問い合わせください。

税務課 軽自動車税担当

☎ 0778-34-8709

125ccを超えるオートバイは、下記までお問い合わせください。

福井運輸支局

☎ 050-5540-2057



三輪・四輪の軽自動車は、下記までお問い合わせください。

軽自動車検査協会福井事務所

☎ 050-3816-1774



◆国民健康保険税

国民健康保険に加入をされている方が亡くなられたときは、国民健康保険の資格を喪失しますので、国民健康保険税は、亡くなられた月の前月までの分を納めていただくことになります。変更後の税額の納税通知書（納付書）は、死亡届の翌月に新しい世帯主あてにご郵送します。納めすぎている場合は、後日還付いたしますし、未納があれば相続人の方が納めてください。なお、国民健康保険税の納税義務者は世帯主になりますので、世帯主が亡くなられた場合は、新しい世帯主が納税義務者となります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 国民健康保険税担当

☎ 0778-34-8709

MEMO

8. 町営住宅のお手続き

町営住宅入居の方が亡くなられたときは、名義を引き継ぐお手続きや、異動のお手続きが必要です。

◇必要なお手続き

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

……名義を引き継ぐお手続き(入居承継の申請)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

……住宅を明渡しお手続き

(3) 入居名義人以外の方が亡くなられた場合

……異動のお手続き

※入居承継の申請を提出されても、承継できない場合もあります。

— なお、承継できない場合は、明渡しのお手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

定住促進課 町営住宅担当

☎ 0778-34-8727

次ページへ
続く

◇住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい（土地や建物など）に関するご相談は、下記までお問い合わせください。

ご相談内容	お問い合わせ先
遺言、遺産分割協議、相続登記	福井県弁護士会 ☎ 0776-23-5255 
	福井県司法書士会 ☎ 0776-43-0601 
隣地との境界確定、未登記建物の登記手続きなど	福井県土地家屋調査士会 ☎ 0776-33-2770 
土地・建物の売却、賃貸、解体、建て替え、リフォーム、耐震改修など	福井県宅地建物取引業協会 ☎ 0776-24-0680 (相談日は、祝日を除く毎週木曜日午後1時30～3時30分) 
空き家・空き地情報バンクへの登録、空き家の解体に関するご相談	役場 定住促進課 ☎ 0778-34-8727
家財の片づけ、清掃、草刈り、樹木の剪定など	越前町シルバー人材センター ☎ 0778-34-1183 (家財の片づけは、条件によって立ち合いをお願いする場合があります。また、危険な場所などは、お受けできない場合があります。) 

MEMO

9. 外国籍の方のお手続き

14日以内

◆外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者・特別永住者の親族や同居人の方が、入国管理局に在留カードや特別永住者証明書（外国人登録証明書）の返納のお手続きを行っていただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

名古屋入国管理局 福井出張所
福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎
☎ 0776-28-2101



◆外国籍の方のご家族の方が亡くなられたとき

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「家族滞在」・「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますので、ご注意ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

住民環境課 窓口担当
☎ 0778-34-8708

MEMO

10. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは、掲載ページをご覧ください）

掲載	お問い合わせ内容	担当課など	窓口
p.5	死亡届のお手続き	住民環境課	本庁1階2番、3番窓口
p.9	障がい福祉のお手続き	障がい生活課	本庁1階2番、3番窓口
p.9	年金のお手続き	健康保険課	本庁1階6番窓口
		武生年金事務所	0778-23-1123（代表）
		農林水産課	本庁1階10番窓口
p.10	介護保険のお手続き	介護福祉課	本庁1階7番、8番窓口
p.10	国民健康保険、または後期高齢者医療保険のお手続き	健康保険課	本庁1階6番窓口
p.11	18歳以下のお子様のお手続き	子ども未来課	本庁1階4番、5番窓口
p.11	住民税のお手続き	税務課	本庁1階9番窓口
p.11	所得税、相続税のお手続き	武生税務署	0778-22-0890（代表）
p.12	固定資産税のお手続き	税務課	本庁1階9番窓口
p.12	軽自動車税のお手続き	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 本庁1階9番窓口	
		125ccを超えるオートバイの場合 福井運輸支局 050-5540-2057	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査福井事務所 050-3816-1774	
p.13	国民健康保険税のお手続き	税務課	本庁1階9番窓口
p.14	町営住宅のお手続き	定住促進課	本庁2階18番窓口
p.16	外国籍の方が亡くなられたときの特別永住者証明書（外国人登録証明書）の返納先	〈返納先〉 名古屋入国管理局 福井出張所	
p.16	外国籍の方のご家族の方が亡くなられたときのお手続き	名古屋入国管理局 福井出張所	0776-28-2101

MEMO

11. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先への、死亡退職届の提出や社員証の返却など、一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証など (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合はご返却ください。
国民健康保険など への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度への加入が必要です。
最終給与、 退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先にご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽや勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的なお手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合は、相続でのお手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	消費税の課税事業者が死亡した場合に管轄 の税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	事業を廃止した場合に管轄の税務署に提出 します。
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	取りやめようとする年 の翌年3月15日まで	青色申告の承認を受けていた人が、青色申告 を取りやめようとする場合に管轄の税務署に 提出します。

一般的な改葬・墓じまいのお手続き

1 新しい改葬先の確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書の受け取り

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前にご確認ください。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を
行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨の取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお
願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

住民環境課 環境衛生担当

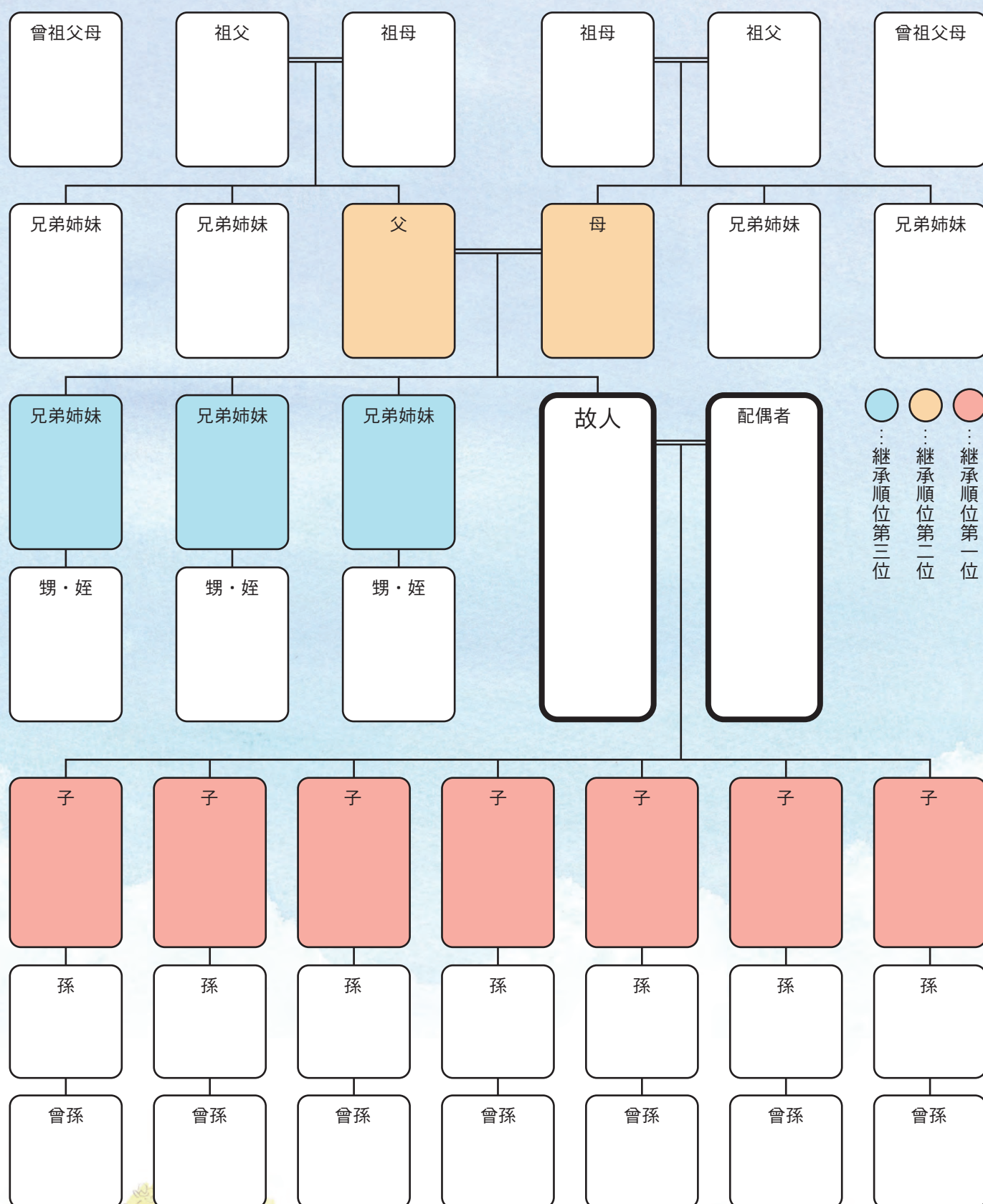
☎ 0778-34-8708

◆その他の相続に関するお手続き / 相続に関するお手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。故人の本籍地の市区町村役所・役場で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索、または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
☒	相続財産の調査		被相続人の通帳や郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、固定資産の所在地の市区町村役所・役場で「名寄帳」を取得することで、対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人の1月1日から死亡日までの所得について、所得税の確定申告書を提出しなければならない場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税が必要です。
☒	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

◇ご遺族メモ / 家系図（3 親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のホームページ (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◆ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

◇落ちてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証の返納	早めに	県内のお近くの 警察署	運転免許証 死亡診断書のコピーなど 届出人の身分証明書
☒	パスポートの返納		旅券室(福井県国際 交流会館内) 県内のお近くの合 同庁舎	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		各事業者	インターネットでも お手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業者	
☒	水道料金の 名義変更・解約		役場 上下水道課 (本庁2階17番窓口) ☎ 0778-34-8707	
☒	N H K の名義変更・解約		N H K ☎ 0120-15-1515	インターネットでも お手続き可能
☒	携帯電話や固定電話の 名義変更・解約		各事業者	住民票除票 届出人の身分証明書など
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各事業者	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各事業者	電話、または 必要書類の提出
☒	自動車・バイクなどの廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

12. ご遺族の相談・支援窓口

大切な人を亡くされたご遺族のみなさまを様々なかたちで支援している団体などがございます。
ご相談は、下記までお問い合わせください。

自死で亡くなられた方のご遺族のご支援

自死遺族の会 アルメリアの会 ☎ 090-9448-4668
ホッとサポートふくい ☎ 0776-26-4400



自死によりご家族やご友人など大切な人を亡くされた方同士が、同じような体験を共に分かち合える場所です。話さなくても、居るだけでもだいじょうぶです。

全国自死遺族法律相談ホットライン ☎ 050-5526-1044

弁護士が遺族のみなさんのおかれた状況に配慮しつつ法的な支援を行います。
電話相談日時は、祝日を除く毎週水曜日の正午～午後3時。

犯罪や事故で亡くなられたご遺族のご支援

福井被害者支援センター ☎ 0120-783-892



犯罪や事故でご家族を亡くされたご遺族の精神的支援や自宅訪問、警察での事情聴取の付き添いなどの支援活動を行っています。

電話相談日時は、祝日を除く月曜日から土曜日の午前10時～午後4時。

がんで亡くなられたご遺族のご支援

福井県立病院 ☎ 0776-54-5151 (代表)
福井大学医学部附属病院 ☎ 0776-61-3111 (代表)
福井県済生会病院 ☎ 0776-28-1212
福井赤十字病院 ☎ 0776-36-3673
敦賀医療センター ☎ 0770-25-1600 (代表)



上記病院のがん相談支援センターでは、専門の相談員がお話を伺い、がん患者のご遺族の不安やご相談にお応えする相談窓口があります。

電話相談日時は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時。

MEMO

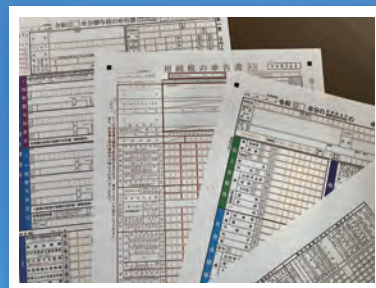
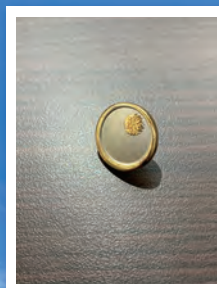
本冊子について

「越前町おくやみハンドブック」は、株式会社鎌倉新書様からご提案いただき、ご遺族のみなさまへの一助となるべく官民協同事業として令和３年８月に初版を作成したもので、町の費用負担なく作成しております。

本冊子の作成にあたり、趣旨にご賛同いただきご協力を賜りました広告掲載事業者様をはじめとする関係者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

税に関するあなたの“困った”を解決します

相続のことなら 春木與志和 税理士事務所へ



相続手続きって何から始めたらいいの？

預金も凍結されているし、土地・建物の相続登記も必要。

遺産をどうやって分けられればいいかな？

そもそも、相続税の申告が必要かな？

経験豊富な税理士が誠意をもって対応します
まずはご相談ください

簡易で
一般的な
ご相談は無料

税務署・国税局
勤務42年の
経験

今からでも間に
合う次の相続税
対策をサポート



税理士
春木 與志和

春木與志和 税理士事務所

☎ 0778-42-5583

夜間・休日でも電話対応いたします。気軽にお電話ください。

丹生郡越前町内郡 3-18

営業時間：8:00～20:00

ホームページはこちら▶

<https://harukizeirisi.com>



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい

業者の
対応スピードを
知りたい

業者の
選び方を
知りたい

安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易
見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとり
に寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績の
ある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521
主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

相続登記が義務になりました

相続

に関する手続きなら、武藤英樹事務所へ！

土地・建物の
相続登記

遺産分割協議
の作成

戸籍の収集

相続放棄

法定相続情報
証明の取得

死亡に伴う役員変更
建設業変更等

遺言書の作成や
生前贈与などの
終活の相談

これらの業務以外の司法書士、土地家屋調査士、行政書士業務全般

1995年に開業して以来、地元の皆様にご愛顧いただき、誠実・確実・迅速をモットーとして、業務を行ってまいりました。おかげさまで、リピートされるお客様や、お客様を紹介して下さるお客様が多数おられ、職員一同大変感謝しております。今後も、これまで以上に多くの方々に信頼される事務所として、成長してまいります。

まずは、お気軽にお電話、メール等ご連絡をください。
ご自宅への訪問相談も致します。

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

武藤英樹事務所

福井県鯖江市本町3丁目1番24号

受付時間 / 平日 9:00 ~ 17:30 定休日 / 土日祝日

<https://mutoh-web.com/index.html>



☎0778-54-7090

司法書士 [福井第 202 号] / 土地家屋調査士 [福井第 349 号] / 行政書士 [福井第 05220174 号]

発行 越前町住民環境課 窓口担当
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 令和6年5月作成

